

議案第 1 号

札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について
令和 7 年（2025 年）3 月 27 日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会行政組織規則（昭和 47 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び別表 1 生涯学習部の項中「生涯学習部」を「総務部」に改める。
- (2) 別表 2 中央図書館の項運営企画課の目第 2 号中「及び図書・情報館」を削り、同項利用サービス課の目第 1 号中「並びに」を「及び」に改め、「及び図書・情報館」を削り、同目第 2 号中「及び図書・情報館」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左 欄		右 欄	
部	課	部	課
生涯学習部長		総務部長	
生涯学習部学校 支援担当部長		総務部学校支援 担当部長	
生涯学習部	総務課長	総務部	総務課長
生涯学習部	生涯学習推進課 長	総務部	生涯学習推進課 長
生涯学習部	学校支援課長	総務部	学校支援課長
生涯学習部	学校施設課長	総務部	学校施設課長

生涯学習部	学校施設課学校 配置マネジメント 担当課長	総務部	学校施設課学校 配置マネジメント 担当課長
生涯学習部	学校給食課長	総務部	学校給食課長

（理 由）

令和7年度機構編成を実施するため、本案を提出する。

札幌市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考																														
（部等の設置） 第2条 事務局に置く部は、次のとおりとする。 <u>生涯学習部</u> 学校教育部 2 （省略） （指導主事） 第7条 <u>生涯学習部</u>及び学校教育部にそれぞれ指導主事を置く。 2・3 （省略） （社会教育主事） 第8条 <u>生涯学習部</u>に、社会教育主事を置くほか、社会教育主事補を置くことができる。 2・3 （省略） 別表1（第3条関係） <table><tr><th colspan="2">組織</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td><u>生涯学習部</u></td><td>（省略）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（省略）</td><td></td></tr></table> 別表2（第3条関係） <table><tr><th colspan="2">組織</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>中央図書館</td><td>運営企画課</td><td>(1) （省略） (2) 中央図書館（以下「中央館」という。）及び<u>図書・情報館</u>以外の図書館における奉仕業務（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する図書館奉仕に係る業務をいう。以下同じ。）に関すること。 (3)～(8) （省略）</td></tr></table>	組織		事務分掌	<u>生涯学習部</u>	（省略）		（省略）			組織		事務分掌	中央図書館	運営企画課	(1) （省略） (2) 中央図書館（以下「中央館」という。）及び <u>図書・情報館</u> 以外の図書館における奉仕業務（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する図書館奉仕に係る業務をいう。以下同じ。）に関すること。 (3)～(8) （省略）	（部等の設置） 第2条 事務局に置く部は、次のとおりとする。 <u>総務部</u> 学校教育部 2 （現行のとおり） （指導主事） 第7条 <u>総務部</u>及び学校教育部にそれぞれ指導主事を置く。 2 （現行のとおり） （社会教育主事） 第8条 <u>総務部</u>に、社会教育主事を置くほか、社会教育主事補を置くことができる。 2 （現行のとおり） 別表1（第3条関係） <table><tr><th colspan="2">組織</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td><u>総務部</u></td><td>（現行のとおり）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（現行のとおり）</td><td></td></tr></table> 別表2（第3条関係） <table><tr><th colspan="2">組織</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>中央図書館</td><td>運営企画課</td><td>(1) （現行のとおり） (2) 中央図書館（以下「中央館」という。）以外の図書館における奉仕業務（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する図書館奉仕に係る業務をいう。以下同じ。）に関すること。 (3)～(8) （現行のとおり）</td></tr></table>	組織		事務分掌	<u>総務部</u>	（現行のとおり）		（現行のとおり）			組織		事務分掌	中央図書館	運営企画課	(1) （現行のとおり） (2) 中央図書館（以下「中央館」という。）以外の図書館における奉仕業務（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する図書館奉仕に係る業務をいう。以下同じ。）に関すること。 (3)～(8) （現行のとおり）	部の名称変更 同上 同上 同上 同上 同上 図書・情報館を運営企画課に移管することに伴う規定整備
組織		事務分掌																														
<u>生涯学習部</u>	（省略）																															
（省略）																																
組織		事務分掌																														
中央図書館	運営企画課	(1) （省略） (2) 中央図書館（以下「中央館」という。）及び <u>図書・情報館</u> 以外の図書館における奉仕業務（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する図書館奉仕に係る業務をいう。以下同じ。）に関すること。 (3)～(8) （省略）																														
組織		事務分掌																														
<u>総務部</u>	（現行のとおり）																															
（現行のとおり）																																
組織		事務分掌																														
中央図書館	運営企画課	(1) （現行のとおり） (2) 中央図書館（以下「中央館」という。）以外の図書館における奉仕業務（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する図書館奉仕に係る業務をいう。以下同じ。）に関すること。 (3)～(8) （現行のとおり）																														

	利用サービス課	(1) 読書活動の推進に係る事業等並びに中央館及び <u>図書・情報館</u> 以外の図書館等の奉仕業務に係る総括調整に関すること。 (2) 中央館及び <u>図書・情報館</u> における奉仕業務に関すること。 (3) (省略)
	利用サービス課	(1) 読書活動の推進に係る事業等及び中央館以外の 図書館等の奉仕業務に係る総括調整に関すること。 (2) 中央館における奉仕業務に関すること。 (3) (現行のとおり)

改正

昭和48年8月教育委員会規則第13号
昭和49年3月教育委員会規則第5号
昭和50年6月教育委員会規則第6号
昭和51年4月教育委員会規則第10号
昭和52年4月教育委員会規則第6号
昭和52年8月教育委員会規則第10号
昭和53年3月教育委員会規則第7号
昭和53年3月教育委員会規則第8号
昭和54年6月教育委員会規則第6号
昭和54年7月教育委員会規則第8号
昭和55年1月教育委員会規則第3号
昭和55年10月教育委員会規則第19号
昭和56年5月教育委員会規則第8号
昭和56年7月教育委員会規則第9号
昭和56年9月教育委員会規則第13号
昭和56年12月規則第22号
昭和56年12月教育委員会規則第24号
昭和57年2月教育委員会規則第4号
昭和57年8月教育委員会規則第11号
昭和58年3月教育委員会規則第6号
昭和58年4月教育委員会規則第13号
昭和58年6月教育委員会規則第15号
昭和59年3月教育委員会規則第7号
昭和59年5月教育委員会規則第9号
昭和60年3月教育委員会規則第4号
昭和60年6月教育委員会規則第10号
昭和60年12月教育委員会規則第19号

昭和61年 4 月教育委員会規則第 5 号
昭和61年 4 月教育委員会規則第 6 号
昭和62年 4 月教育委員会規則第 5 号
昭和62年 6 月教育委員会規則第 6 号
昭和62年10月教育委員会規則第11号
昭和63年 4 月教育委員会規則第12号
昭和63年 7 月教育委員会規則第16号
昭和63年12月教育委員会規則第27号
平成元年 3 月教育委員会規則第 7 号
平成元年 8 月教育委員会規則第13号
平成元年10月教育委員会規則第17号
平成 2 年 3 月教育委員会規則第 2 号
平成 2 年 5 月教育委員会規則第 6 号
平成 2 年12月教育委員会規則第15号
平成 3 年 3 月教育委員会規則第 6 号
平成 3 年 6 月教育委員会規則第11号
平成 4 年 3 月教育委員会規則第 2 号
平成 5 年10月教育委員会規則第 7 号
平成 6 年 3 月教育委員会規則第 1 号
平成 7 年 5 月教育委員会規則第 8 号
平成 8 年 3 月教育委員会規則第 4 号
平成 8 年10月教育委員会規則第15号
平成 9 年 3 月教育委員会規則第 6 号
平成10年 3 月教育委員会規則第 1 号
平成11年 3 月教育委員会規則第 2 号
平成12年 3 月教育委員会規則第 1 号
平成12年10月教育委員会規則第20号
平成13年 3 月21日教育委員会規則第 3 号
平成14年 3 月28日教育委員会規則第 5 号
平成15年 3 月27日教育委員会規則第 4 号

平成15年 9 月24日教育委員会規則第 9 号
平成16年 3 月31日教育委員会規則第 3 号
平成16年 3 月31日教育委員会規則第 4 号
平成17年 3 月24日教育委員会規則第 1 号
平成18年 3 月23日教育委員会規則第 3 号
平成19年 3 月22日教育委員会規則第 3 号
平成19年 3 月22日教育委員会規則第 6 号
平成20年 3 月17日教育委員会規則第 5 号
平成21年 3 月13日教育委員会規則第 2 号
平成22年 3 月23日教育委員会規則第 8 号
平成22年 4 月 9 日教育委員会規則第 9 号
平成23年 3 月22日教育委員会規則第 2 号
平成24年 3 月19日教育委員会規則第 3 号
平成26年 3 月28日教育委員会規則第 6 号
平成27年 3 月26日教育委員会規則第 3 号
平成27年 3 月26日教育委員会規則第 7 号
平成28年11月 2 日教育委員会規則第 9 号
平成29年 3 月29日教育委員会規則第 6 号
平成29年 3 月29日教育委員会規則第12号
平成30年 3 月28日教育委員会規則第 4 号
令和 2 年 3 月26日教育委員会規則第 3 号
令和 3 年 3 月30日教育委員会規則第 2 号
令和 4 年 3 月29日教育委員会規則第 7 号
令和 5 年 1 月24日教育委員会規則第 1 号
令和 5 年 3 月28日教育委員会規則第 5 号
令和 5 年 3 月28日教育委員会規則第 6 号
令和 6 年 3 月29日教育委員会規則第 4 号

札幌市教育委員会行政組織規則

札幌市教育委員会行政組織規則（昭和36年（教）規則第 7 号）の全部改正（昭和47年 3 月（教）規則第 1 号）

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づき、札幌市教育委員会(以下「委員会」という。)の事務局その他教育機関の組織等について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(部等の設置)

第2条 事務局に置く部は、次のとおりとする。

生涯学習部

学校教育部

2 教育機関に置く組織で部に準ずるものは、次のとおりとする。

中央図書館

(組織、事務分掌)

第3条 前条第1項に定める部(以下「部」という。)の組織及び事務分掌は、別表1のとおりとする。

2 前条第2項に定める中央図書館の組織及び事務分掌は、別表2のとおりとする。

3 課(別表1の課及び別表2の課をいう。以下同じ。)に係又は係に準ずる各所を置くことができる。

(部長等)

第4条 部、中央図書館、課、係及び各所にそれぞれ長を置く。

2 事務局に教育次長を置くことができる。

3 特に必要があるときは、理事、担当部長、担当課長若しくは主幹又は担当係長、副主幹若しくは主査を置くことができる。

4 前各項に定めるもののほか、課、係又は各所に主任その他必要な職員を置くことができる。

5 第1項から第3項までに定める職員及び前項に定める主任は、事務職員又は技術職員のうちから、同項に定めるその他必要な職員は、事務職員、技術職員、業務職員又は技能職員のうちから、それぞれ委員会が任命する。

6 学校教育部に研究員を置く。

(職務)

第5条 教育次長は、教育長を補佐し、その命を受けて、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 前条第1項及び第3項に規定する長、理事、担当部長、担当課長及び担当係長(次条において「部長等」という。)は、上司の命を受けてその所管し、又は分担する事務を掌理し、所属職員

又はその事務に従事する職員を指揮監督する。

3 理事及び担当部長の分担する事務は教育長が、担当課長、主幹、担当係長、副主幹及び主査の分担する事務は部（中央図書館を含む。）の長がそれぞれ定める。

4 主幹は、上司の命を受けて、その分担する事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 副主幹及び主査は、上司の命を受けて、係長又は担当係長と連携して当該副主幹又は主査の分担する事務を処理する。ただし、当該係長又は担当係長に事故があるときは、当該副主幹又は主査限りでその分担する事務を処理することができる。

6 主任は、上司の命を受けて、その分担する事務を処理し、前条第4項に定めるその他必要な職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

7 研究員は、上司の命を受けて、教育に関する調査、研究及び研修の企画、実施並びに教育相談に当たる。

（代決）

第6条 教育次長及び部長等は、自己に事故がある場合にその事務を代決する者、その順序その他必要な事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

（指導主事）

第7条 生涯学習部及び学校教育部にそれぞれ指導主事を置く。

2 指導主事は、委員会が任命する。

3 指導主事の職務の内容は、別に定める。

（社会教育主事）

第8条 生涯学習部に、社会教育主事を置くほか、社会教育主事補を置くことができる。

2 社会教育主事及び社会教育主事補は、委員会が任命する。

3 社会教育主事及び社会教育主事補は、上司の命を受けて、社会教育法（昭和24年法律第207号）に定める事務に従事する。

（職員の身分取扱い）

第9条 事務局その他教育機関の職員の身分取扱いについては、別に定めるもののほか、市長部局の例による。

（その他の教育機関）

第10条 学校の組織等については、別に定める。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年（教）規則第13号）～附 則（平成22年（教）規則第9号）

省略

附 則（平成23年（教）規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年（教）規則第3号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左 欄		右 欄	
部	課	部	課
生涯学習部	総務課調整担当課長	生涯学習部	総務課企画調整担当課長
学校教育部	教育推進課企画担当課長	学校教育部	教育推進課中等教育学校担当課長

附 則（平成26年（教）規則第6号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左 欄		右 欄	
部又は部に準ずる組織	課	部又は部に準ずる組織	課
生涯学習部	総務課企画調整担当課長	生涯学習部	総務課教育政策担当課長
生涯学習部	管理課給食担当課長	生涯学習部	保健給食課長
生涯学習部	管理課栄養指導担当課長	生涯学習部	保健給食課栄養指導担当課長
生涯学習部	計画課配置計画担当課	生涯学習部	学校施設課学校規模適

	長		正化担当課長
中央図書館	管理課長	中央図書館	運営企画課長
中央図書館	管理課調整担当課長	中央図書館	運営企画課調整担当課長
中央図書館	業務課長	中央図書館	利用サービス課長
中央図書館	業務課調査担当課長	中央図書館	利用サービス課調査担当課長

附 則（平成27年（教）規則第3号）

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年条例第13号）の施行の日から施行する。ただし、第5条の規定及び第7条中札幌市教育委員会職員職名規則第2条の改正規定（「教員（」を削り、「及び栄養教諭とする。）」を「、栄養教諭、講師」に改める部分に限る。）については、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年（教）規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年（教）規則第9号）

この規則は、札幌市図書館条例の一部を改正する条例（平成28年条例第41号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成28年11月7日）

附 則（平成29年（教）規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年（教）規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年（教）規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年（教）規則第3号）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定（「別表1」を「別表1（第3条関係）」に改める部分に限る。）及び別表2の改正規定（「別表2」を「別表2（第3条関係）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、同表の

右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左欄		右欄	
部	課	部	課
学校教育部	教育推進課研修担当課長	学校教育部	教職員課教職員育成担当課長

附 則（令和３年（教）規則第２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年（教）規則第７号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年（教）規則第１号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年（教）規則第５号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年（教）規則第６号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年（教）規則第４号）

（施行期日）

- この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正）

- 札幌市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正）

- 札幌市立中等教育学校の授業料等に関する条例施行規則（平成26年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（機構改革に伴う勤務発令）

- この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職にある職員は、別に発令されないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職に発令されたものとする。

左欄	右欄
----	----

部	課	部	課
生涯学習部	保健給食課長	生涯学習部	学校給食課長
学校教育部	幼児教育センター担当 課長	学校教育部	幼児教育担当課長

別表 1（第 3 条関係）

組織		事務分掌
生涯学習部	総務課	(1) 委員会所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2) 委員会の会議及び委員に関すること。 (3) 総合教育会議の補助執行に関すること。 (4) 委員会の重要施策の企画及び調整に関すること。 (5) 事務局及び学校以外の教育機関の職員の人事、服務等に関すること。 (6) 重要文書の審査及び公告式に関すること。 (7) 公印の管理に関すること。 (8) 文書の收受発送及び完結文書の保存に関すること。 (9) 寄附受理の総括に関すること。 (10) 部内の工事、教材購入等の契約に関すること。 (11) 庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。 (12) 公用車の維持管理に関すること。 (13) 事務局内の部相互間の事務事業の調整に関すること。 (14) 広報に関すること。 (15) 委員会内の予算管理に関すること。 (16) 部内の経理に関すること。 (17) 委員会内他部所及び部内他課に属さない事務に関すること。
	生涯学習推進課	(1) 生涯学習推進の企画及び調整に関すること。 (2) 生涯学習の普及啓発に関すること。 (3) 学校教育との連携に関すること。 (4) 生涯学習施設の整備計画に関すること。

		(5) 社会教育委員に関すること。 (6) 社会教育主事に関すること。 (7) 札幌市生涯学習振興財団との連絡等に関すること。 (8) 生涯学習センターに関すること。 (9) 青少年科学館及び天文台に関すること。 (10) 市民ホールに関すること。 (11) 社会教育（社会体育を除く。以下同じ。）の企画及び調整に関すること。 (12) 成人教育、青年教育、高齢者教育、家庭教育、野外教育、地域活動推進その他の社会教育に係る事業の振興に関すること。 (13) 社会教育に係る関係団体への指導助言及びその育成に関すること。 (14) 社会教育に係る施設との連絡調整に関すること。 (15) 青少年山の家及び定山溪自然の村に関すること。 (16) 公民館に関すること。 (17) 博物館の登録、博物館に相当する施設の指定等に関すること。
	学校支援課	(1) 教材及び学校備品の整備に関すること。 (2) 学校の経理に関すること。
	学校施設課	(1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 学校建築計画に関すること。 (3) 学校の施設設備等の整備、保全及び管理に関すること。 (4) 児童、生徒及び幼児数の推計に関すること。 (5) 通学区域に関すること。 (6) 通学安全に関すること。 (7) 札幌市立小学校等通学区域審議会の庶務に関すること。
	学校給食課	(1) 学校給食に関すること。 (2) 学校給食の関係団体に関すること。

		(3) 札幌市学校給食運営委員会の庶務に関する事。 (4) 学校給食費の管理に関する事。
学校教育部	教育推進課	(1) 学校教育制度及び学校の管理運営に関する事。 (2) 学校教育に係る主要な施策・事業の調査、研究、企画等に関する事（教職員課の所管に係るものを除く。）。 (3) 教科用図書の採択及び給付に関する事。 (4) 児童、生徒及び幼児の就学、入学、転学、退学並びに就学義務の猶予及び免除に関する事。 (5) 高等学校及び中等教育学校の授業料等並びに幼稚園の保育料等に関する事。 (6) 児童、生徒及び幼児の安全及び事故に関する事。 (7) 奨学金に関する事。 (8) 特別支援教育の推進に係る施策の企画に関する事。 (9) 障がいのある児童・生徒の就学指導に関する事。 (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事（教職員の健康管理に係るものを除く。）。 (11) 奨学審議委員会、教科用図書選定審議会、特別支援教育振興審議会、就学援助審議会、札幌市学校結核対策委員会、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会及び札幌市幼児アセスメント委員会の庶務に関する事。 (12) 学校教育の専門的事項の指導等に関する事（教職員課の所管に係るものを除く。）。 (13) 教育に係る専門的及び技術的事項の調査及び研究に関する事（教職員課の所管に係るものを除く。）。 (14) 児童、生徒及び幼児の教育相談に関する事。 (15) 北方自然教育園に関する事。 (16) 学校保健に関する事（教職員の健康管理に係るものを除く。）。 (17) 学校保健の関係団体に関する事。

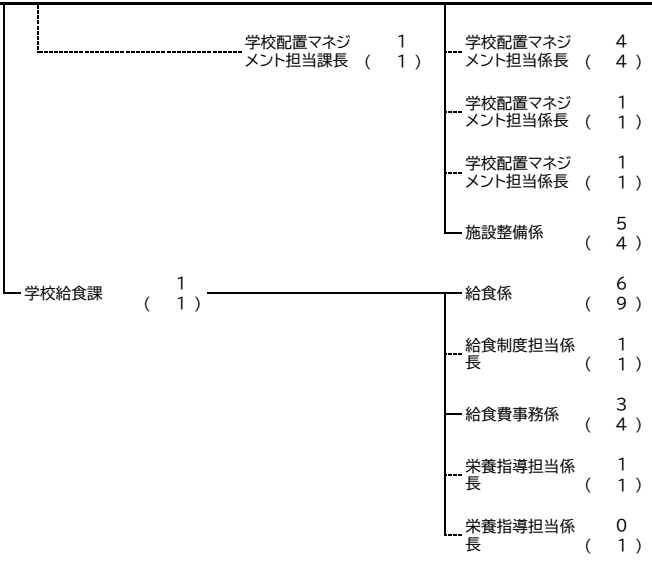
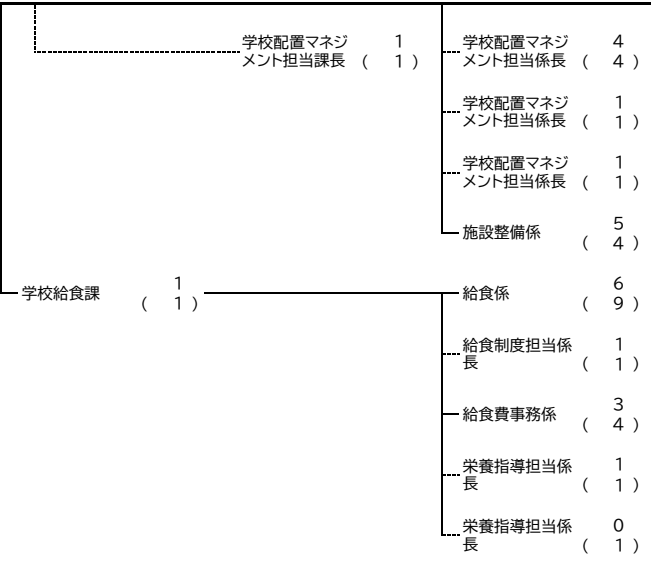
		(18) 学校保健の専門的事項の指導等に関する事 (19) 学校保健に係る専門的及び技術的事項の調査及び研究に する事 (20) 部内の経理に関する事 (21) 部内他課に属さない事務に関する事
	教職員課	(1) 学級編制及び学校に勤務する職員（以下「学校職員」とい う。）の定数に関する事 (2) 義務教育費国庫負担金に関する事 (3) 学校職員の研修に関する事 (4) 学校職員の任用、退職、分限、懲戒その他人事に関する 事 (5) 学校職員の服務及び人事評価に関する事 (6) 学校教育に係る主要な施策・事業の調査、研究、企画等 に関する事（教育推進課の所管に係るものを除く。） (7) 学校教育の専門的事項の指導等に関する事（教育推進課 の所管に係るものを除く。） (8) 教育に係る専門的及び技術的事項の調査及び研究に する事（教育推進課の所管に係るものを除く。） (9) 学校職員の団体との交渉に関する事 (10) 学校職員の勤務条件等の調査研究及び改定に関する事 (11) 教職員の健康管理及び福利厚生に関する事 (12) 学校職員の公務災害に関する事 (13) 学校職員の表彰及び叙勲に関する事 (14) 学校職員の給与に関する事

別表 2（第 3 条関係）

組織		事務分掌
中央図書館	運営企画課	(1) 図書館施設の維持管理に関する事 (2) 中央図書館（以下「中央館」という。）及び図書・情報 館以外の図書館における奉仕業務（図書館法（昭和25年法律

		第118号) 第3条に規定する図書館奉仕に係る業務をいう。 以下同じ。) に関すること。 (3) 西岡児童会館及び埋蔵文化財センターの施設管理に関すること。 (4) 図書館施設の計画に関すること。 (5) 図書館協議会の庶務に関すること。 (6) 館の経理に関すること。 (7) 図書館等の情報化推進に係る事務の総括調整及び機器等の整備に関すること。 (8) 館内他課に属さない事務に関すること。
	利用サービス課	(1) 読書活動の推進に係る事業等並びに中央館及び図書・情報館以外の図書館等の奉仕業務に係る総括調整に関すること。 (2) 中央館及び図書・情報館における奉仕業務に関すること。 (3) 地域及び学校と連携した事業の推進に関すること。

現 行						編 成 案									
教育委員会		機構数	部級	課級	係級	定数	教育委員会		機構数	部級	課級	係級	定数		
		機構外	(1)	(1)	(9)	(現員数)			機構外	(1)	(1)	(20)	(現員数)		
生涯学習部		(1)	総務課		(1)	庶務係	(6)	総務部		(1)	総務課		(1)	庶務係	(6)
						教育政策担当係長	(2)						教育政策担当係長	(2)	
						教育政策担当係長	(2)						教育政策担当係長	(2)	
						財務係	(4)						財務係	(4)	
生涯学習推進課		(1)	生涯学習係		(11)	推進担当係長	(1)	生涯学習推進課		(1)	生涯学習係		(11)	推進担当係長	(1)
						社会教育担当係長	(1)						社会教育担当係長	(1)	
						野外教育担当係長	(1)						野外教育担当係長	(1)	
学校支援担当部長		(0)	学校支援課		(1)	管理係	(7)	学校支援担当部長		(0)	学校支援課		(1)	管理係	(7)
						調査担当係長	(0)						調査担当係長	(0)	
						ICT推進担当係長	(3)						ICT推進担当係長	(3)	
						情報化推進担当係長	(1)						情報化推進担当係長	(1)	
						情報化推進担当係長	(1)						情報化推進担当係長	(1)	
						経理係	(6)						経理係	(6)	
学校施設課		(1)	計画係		(6)	調整担当係長	(0)	学校施設課		(1)	計画係		(5)	調整担当係長	(0)
						建築担当係長	(1)						建築担当係長	(1)	
						電気担当係長	(2)						電気担当係長	(2)	
						機械担当係長	(2)						機械担当係長	(2)	
						土木担当係長	(1)						土木担当係長	(1)	

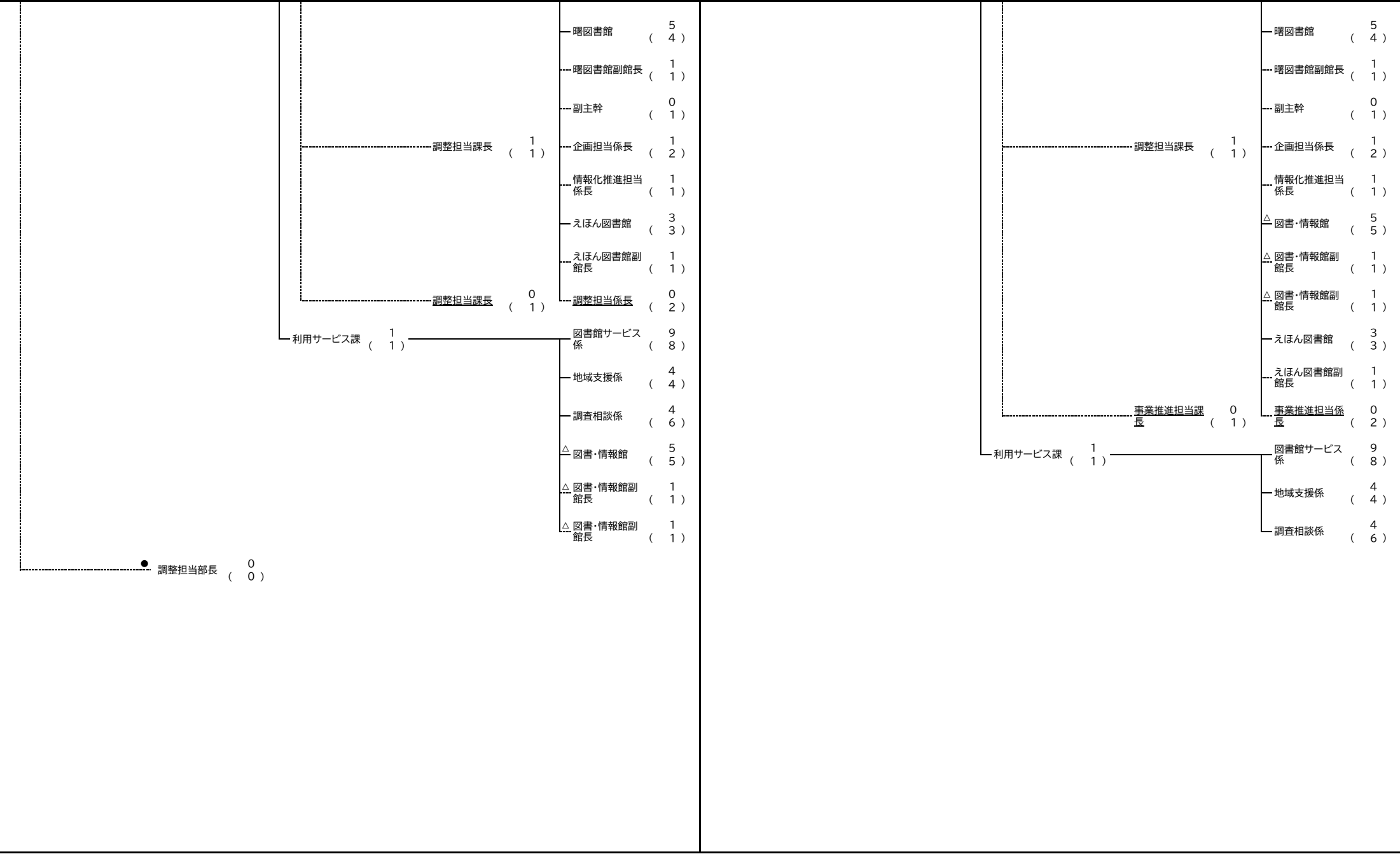


現 行					編 成 案							
教育委員会	機構数	部級	課級	係級	定数 (現員数)	教育委員会	機構数	部級	課級	係級	定数 (現員数)	
	機構外	(1)	(2)	(8)			機構外	(1)	(2)	(8)		
学校教育部	(1)	教育推進課	(1)	教育推進係	(6)	学校教育部	(1)	教育推進課	(1)	教育推進係	(6)	
				学事係	(6)					学事係	(6)	
				保健係	(3)					保健係	(3)	
				保健指導担当係長	(1)					保健指導担当係長	(1)	
			学びのプロジェクト担当課長	(0)	学びのプロジェクト担当係長	(1)			学びのプロジェクト担当課長	(0)	学びのプロジェクト担当係長	(1)
				学びのプロジェクト担当係長	(1)					学びのプロジェクト担当係長	(1)	
				学びのプロジェクト担当係長	(1)					学びのプロジェクト担当係長	(1)	
				●学びのプロジェクト担当係長	(1)					高等学校担当係長	(1)	
				高等学校担当係長	(1)				高校再編準備担当課長	(0)	高校再編準備担当係長	(2)
			教育課程担当課長	(1)	企画担当係長	(1)			高校再編準備担当課長	(0)	高校再編準備担当係長	(2)
				企画担当係長	(1)					高校再編準備担当係長	(1)	
				企画担当係長	(1)					高校再編準備担当係長	(1)	
				企画担当係長	(1)					高校再編準備担当係長	(1)	
				企画担当係長	(1)					高校再編準備担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)				教育課程担当課長	(1)	企画担当係長	(1)
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	
				義務教育担当係長	(1)					企画担当係長	(1)	

[illegible]

		幼児教育相談担当係長	(1)						特別支援教育担当係長	(1)
		幼児教育相談担当係長	(1)						特別支援教育担当係長	(1)
	教職員担当部長	(1)		教職員課	(1)	調査係	(6)		特別支援教育担当係長	(0)
						学校事務育成・支援担当係長	(0)	教育相談担当係長	(1)	
						学校事務育成・支援担当係長	(0)	教育相談担当係長	(1)	
						学校運営支援担当係長	(0)	教育相談担当係長	(1)	
						学校運営支援担当係長	(0)	特別支援教育相談担当係長	(1)	
						学校運営支援担当係長	(0)	特別支援教育相談担当係長	(1)	
						学校運営支援担当係長	(0)	幼児教育相談担当係長	(1)	
						学校運営支援担当係長	(0)	幼児教育相談担当係長	(1)	
						学校運営支援担当係長	(0)	幼児教育相談担当係長	(1)	
						学校運営支援担当係長	(0)			
						学校運営支援担当係長	(0)	調査係	(6)	
						学校運営支援担当係長	(0)	学校事務育成・支援担当係長	(0)	
						学校運営支援担当係長	(0)	学校事務育成・支援担当係長	(0)	
						学校運営支援担当係長	(0)	学校運営支援担当係長	(0)	
						学校運営支援担当係長	(0)	学校運営支援担当係長	(0)	
						人事係	(8)	学校運営支援担当係長	(0)	
						主査(人事)	(1)	学校運営支援担当係長	(0)	
						人事担当係長	(1)	学校運営支援担当係長	(0)	
						人事担当係長	(1)	学校運営支援担当係長	(0)	
						服務・人事制度担当係長	(1)	学校運営支援担当係長	(0)	
				教職員育成担当課長	(1)	研修担当係長	(1)	学校運営支援担当係長	(0)	
						研修担当係長	(1)	学校運営支援担当係長	(0)	

現 行						編 成 案							
教育委員会		機構数	部級 (1)	課級 (2)	係級 (15)	定数 (現員数)	教育委員会		機構数	部級 (1)	課級 (2)	係級 (15)	定数 (現員数)
		機構外	(0)	(2)	(19)				機構外	(0)	(2)	(19)	
中央図書館	(1)	運営企画課	(1)	総務係		(5)	中央図書館	(1)	運営企画課	(1)	総務係		(5)
				(6)		(6)							
				新琴似図書館		(5)					新琴似図書館		(5)
				(4)		(4)							
				新琴似図書館副館長		(1)					新琴似図書館副館長		(1)
				(1)		(1)							
				副主幹		(0)					副主幹		(0)
				(1)		(1)							
				元町図書館		(5)					元町図書館		(5)
				(5)		(5)							
				元町図書館副館長		(1)					元町図書館副館長		(1)
				(1)		(1)							
				東札幌図書館		(5)					東札幌図書館		(5)
				(5)		(5)							
				東札幌図書館副館長		(1)					東札幌図書館副館長		(1)
				(1)		(1)							
				厚別図書館		(5)					厚別図書館		(5)
				(6)		(6)							
				厚別図書館副館長		(1)					厚別図書館副館長		(1)
				(1)		(1)							
西岡図書館		(5)	西岡図書館		(5)								
(5)		(5)											
西岡図書館副館長		(1)	西岡図書館副館長		(1)								
(1)		(1)											
清田図書館		(5)	清田図書館		(5)								
(4)		(4)											
清田図書館副館長		(1)	清田図書館副館長		(1)								
(1)		(1)											
副主幹		(0)	副主幹		(0)								
(1)		(1)											
澄川図書館		(5)	澄川図書館		(5)								
(5)		(5)											
澄川図書館副館長		(1)	澄川図書館副館長		(1)								
(1)		(1)											
山の手図書館		(5)	山の手図書館		(5)								
(4)		(4)											
山の手図書館副館長		(1)	山の手図書館副館長		(1)								
(1)		(1)											
副主幹		(0)	副主幹		(0)								
(1)		(1)	(1)		(1)								



議案第 2 号

札幌市教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する規則案について
令和 7 年（2025 年）3 月 27 日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会庁舎管理規則（昭和 58 年教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 5 条第 2 項中「第 8 条及び第 10 条から第 13 条」を「第 7 条及び第 9 条から第 12 条」に改める。
- (2) 第 11 条第 1 項中「の各号」を削り、「掲示、搬入」を「掲示し、搬入し、」に、「の撤去」を「を撤去すること」に改め、同項第 1 号中「第 9 条各号」を「第 8 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 10 条の規定による」を「第 9 条の」に、「の行為をした者又は」を「に掲げる行為を行う者又は同条の」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「第 10 条各号」を「第 9 条各号」に、「管理又は」を「管理若しくは」に、「掲示、搬入」を「掲示され、搬入され、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（理 由）

所要の規定整備を行うため、本案を提出する。

札幌市教育委員会庁舎管理規則（昭和58年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
（室内管理者） 第5条 （省略） 2 室内管理者は、庁舎管理者の指揮を受けて、所管の各室における第3条第2項各号、<u>第8条及び第10条から第13条</u>までに定める事務その他庁舎管理者が指示する事務に従事するものとする。 （違反行為に対する措置） 第11条 庁舎管理者は、次の各号に掲げる者に対しては、その行為を禁止し、又は<u>掲示、搬入</u>若しくは設置した物の<u>撤去</u>を命じなければならない。 （1）<u>第9条各号</u>に掲げる行為を行う者又は行うおそれのある者 （2）<u>第10条の規定による許可</u>を受けないで同条各号の<u>行為をした者又は許可の附帯条件に反する行為を行う者</u> 2 庁舎管理者は、前項の命令に従わない者があるとき、<u>第10条各号</u>に掲げる行為を行つた者が判明しないとき、又は庁舎における秩序の維持、適正な<u>管理又は災害の防止のため必要</u>があると認めるときは、当該命令に従わない者に対し庁舎から退去することを命じ、又は自ら<u>掲示、搬入</u>若しくは設置された物を撤去することができる。	（室内管理者） 第5条 （現行のとおり） 2 室内管理者は、庁舎管理者の指揮を受けて、所管の各室における第3条第2項各号、<u>第7条及び第9条から第12条</u>までに定める事務その他庁舎管理者が指示する事務に従事するものとする。 （違反行為に対する措置） 第11条 庁舎管理者は、次に掲げる者に対しては、その行為を禁止し、又は<u>掲示し、搬入し、若しくは設置した物を撤去すること</u>を命じなければならない。 （1）<u>第8条各号</u>に掲げる行為を行う者又は行うおそれのある者 （2）<u>第9条の規定による許可</u>を受けないで同条各号に<u>掲げる行為を行う者又は同条の許可の附帯条件に反する行為を行う者</u> 2 庁舎管理者は、前項の<u>規定による命令</u>に従わない者があるとき、<u>第9条各号</u>に掲げる行為を行つた者が判明しないとき、又は庁舎における秩序の維持、適正な<u>管理若しくは災害の防止のため必要</u>があると認めるときは、当該命令に従わない者に対し庁舎から退去することを命じ、又は自ら<u>掲示され、搬入され、若しくは設置された物を撤去</u>することができる。	規定整備 同上 同上

改正

昭和61年4月教育委員会規則第5号

平成2年8月教育委員会規則第8号

平成3年6月教育委員会規則第11号

平成4年12月教育委員会規則第23号

平成11年3月教育委員会規則第2号

平成12年3月教育委員会規則第1号

平成15年4月24日教育委員会規則第6号

平成29年3月29日教育委員会規則第13号

札幌市教育委員会庁舎管理規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）の管理に属する庁舎の管理に関し必要な事項を定め、もつて庁舎における秩序の維持及び衛生的な環境の確保を図るとともに火災盗難等の予防に努め、公務の円滑な遂行を期することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 庁舎 委員会の事務事業の用に供する建造物及びその敷地（直接公共の用に供する部分を除く。）をいう。

(2) 本庁舎 前号に規定する庁舎のうち札幌市中央区北2条西2丁目に所在する庁舎をいう。

(庁舎管理者)

第3条 第1条の目的を達成するため、庁舎に庁舎管理者を置き、本庁舎にあつては教育長を、その他の庁舎にあつては各庁舎ごとに当該庁舎の管理等に関する事務を所掌する部（中央図書館を含む。）の長又はこれに準ずる者をもつてこれに充てるものとする。

2 庁舎管理者は、それぞれ所管する庁舎において、次の各号に掲げる事項を総括処理しなければならない。

(1) 秩序及び規律の維持

(2) 火災、盗難その他の災害の防止

(3) 整理整頓、美観の保持等良好な環境の確保

3 庁舎管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく防火管理者を定めておかなければならない。

(管理補助者)

第4条 庁舎管理者の事務を補助するため管理補助者を置き、庁舎管理者が指定する職員をもつてこれに充てる。

2 管理補助者は、庁舎管理者が不在のときはその職務を代理する。

(室内管理者)

第5条 庁舎内の各室に、必要に応じて室内管理者及びその代理者を置くことができる。この場合、庁舎管理者が指定する職員をもつてこれに充てることとし、各室には室内管理者の氏名を表示するものとする。

2 室内管理者は、庁舎管理者の指揮を受けて、所管の各室における第3条第2項各号、第8条及び第10条から第13条までに定める事務その他庁舎管理者が指示する事務に従事するものとする。

(門扉)

第6条 庁舎の門扉は、次に掲げる日を除き毎日職員の登庁時刻の1時間前に開き、退庁時刻の1時間後に閉鎖する。ただし、庁舎管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(庁舎の出入等)

第7条 庁舎管理者は、庁舎に出入りしようとする者に対し、必要と認めるときは、その者の氏名、出入りの目的等を明らかにさせることができる。

2 庁舎管理者は、前項に定める者が氏名、出入りの目的等を明らかにしないときその他特に必要があると認めるときは、庁舎への入場を拒否することができる。

(庁舎内の禁止事項)

第8条 何人も庁舎内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 座り込みその他の方法により職員の通行を妨害すること。

(2) みだりに大声を出す等けんそうにわたる行為を行うこと。

(3) 凶器その他の危険物を持ち込むこと。

(4) 喫煙設備のない場所において喫煙すること。

- (5) 所定の場所以外において暖房その他の火気器具を使用すること。
- (6) 建物、立木、工作物その他の設備若しくは物件を破壊し、損傷し又は汚損すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、庁舎の保全を害し、又は秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げること。

(庁舎内利用の許可)

第9条 庁舎内において次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

- (1) 物品のあつせん、寄附金の募集、保険の勧誘その他これらに類する行為を行うこと。
- (2) 旗、幕、看板、立札、びら、張紙その他これらに類するものを掲示し、又は配付すること。
- (3) 集会等の行事を行い、特殊物品を搬入し、又は諸施設を設置すること。
- (4) その他庁舎管理者が必要と認めて定める行為

(許可証の交付等)

第10条 庁舎管理者は、前条の規定により許可を与えたときは、当該申請者に対し許可証を交付するものとする。この場合において必要な条件を付することができる。

2 庁舎管理者は、申請者が前条の条件若しくは指示に従わないとき又はそのおそれがあると認めるときは許可を取消すことができる。

(違反行為に対する措置)

第11条 庁舎管理者は、次の各号に掲げる者に対しては、その行為を禁止し、又は掲示、搬入若しくは設置した物の撤去を命じなければならない。

- (1) 第9条各号に掲げる行為を行う者又は行うおそれのある者
- (2) 第10条の規定による許可を受けないで同条各号の行為をした者又は許可の附帯条件に反する行為を行う者

2 庁舎管理者は、前項の命令に従わない者があるとき、第10条各号に掲げる行為を行つた者が判明しないとき、又は庁舎における秩序の維持、適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、当該命令に従わない者に対し庁舎から退去することを命じ、又は自ら掲示、搬入若しくは設置された物を撤去することができる。

(事故の届出)

第12条 庁舎内において、盗難、遺失物若しくは拾得物があつた場合又は設備若しくは物件の破損等があつた場合は、これを知つた者は、直ちに庁舎管理者に届け出なければならない。

(職員等の協力)

第13条 職員並びに職員以外で庁舎内において事務を行うことを許可された者及びその従事者は、
庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持について積極的に協力しなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年（教）規則第5号）～**附 則**（平成12年（教）規則第1号）

省略

附 則（平成15年（教）規則第6号）

この規則は、平成15年5月6日から施行する。

附 則（平成29年（教）規則第13号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。